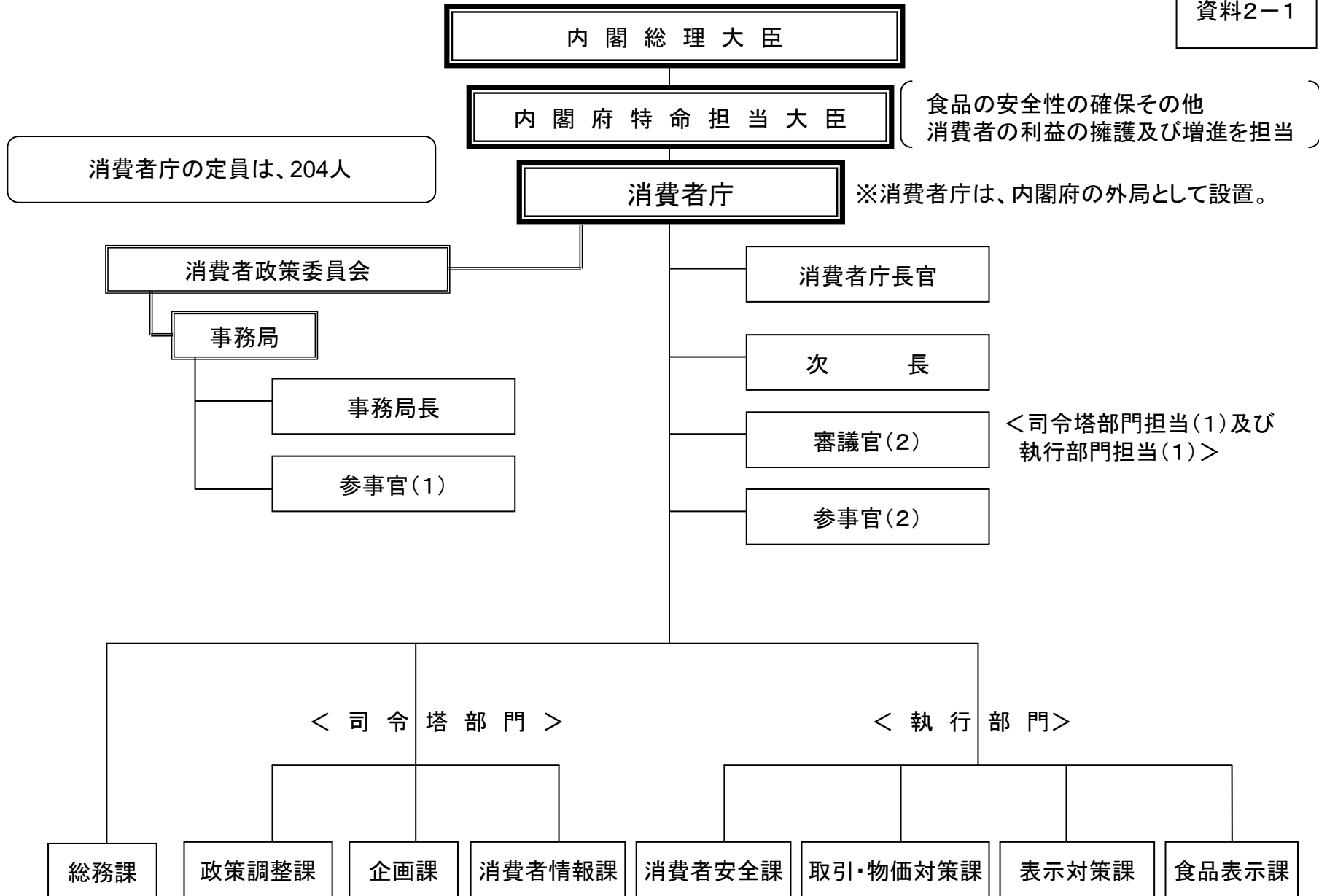


# 消費者庁組織図（案）

資料2-1



※緊急時等にはタスクフォースを活用し、迅速かつ的確に対処

- 消費者の安全・安心を確保するため、消費者庁を創設し、情報の一元的な集約・分析、消費者が必要とする情報の迅速な発信に取り組むとともに、消費者に身近な問題を取り扱う法律を企画立案、執行するなど、一元的な消費者行政を推進する(平成21年度予算)。
- 地方の消費生活相談体制の強化については、都道府県に基金を造成するなど平成20年度補正予算で措置。
- 平成21年度当初予算と平成20年度第1次補正予算、第2次補正予算を合わせて消費者の安全・安心確保のための体制強化策の予算として総額約358億円を計上。

## 平成21年度予算

約93億円

### ①情報の集約・分析機能や司令塔機能の整備

「表示」「取引」「安全」に関する情報を一元的に集約、分析を行い、消費者への情報発信を行う。さらに、消費者安全法に基づき各省庁に対し司令塔として措置要求を行い、消費者の安全を確保する。

### ②消費者庁が所管する「表示」「取引」「安全」に関する法律の企画立案、執行

景品表示法、JAS法、食品衛生法、特定商取引法、消費生活用製品安全法など消費者に身近な問題を扱う法律を幅広く所管し、消費者の利益を守るために企画立案、執行を行う。また、いわゆる「すき間事案」に対しては消費者安全法に基づき、消費者庁自らが対応する。

### ③その他の消費者利益の擁護等に係る施策の推進

消費者基本法、消費者契約法、公益通報者保護法、個人情報保護法などの推進や消費者教育の充実・強化等を図る。

### ④消費者庁の定員に係る人件費等

消費者庁長官以下204名の定員。  
情報分析、法執行等に専門的な知見を有する非常勤職員を活用。

## 平成20年度第1次補正予算

約10億円

### ①PIO-NET端末の追加配備

現在配備されていない市町村を中心に当面500箇所を追加配備。

### ②商品テスト機能の強化

国民生活センターの商品テスト機能拡充のため、機械設備の更新や機器の整備を行う。

## 平成20年度第2次補正予算

約255億円

### ①地方消費者行政活性化のための基金の造成

都道府県に消費者行政活性化のための基金を造成し、市町村を含め消費生活センターの設置・拡充や相談員のレベルアップ等に取り組む地方公共団体を支援。

### ②国民生活センターによる地方支援事業

経験豊富な相談員による指導の実施や相談員養成講座の拡充等を行うなど、国自らも国民生活センターを活用した地方支援事業を実施。

# 消費者庁関連予算の概要(平成21年度予算のポイント)

総額約93億円

○これまで各省庁縦割りで収集してきた情報を一元的に集約するための環境整備を行うとともに、集約した情報を迅速に分析し、消費者への情報発信や、法執行等に活用することで一元的な消費者行政推進の基盤を構築する。

○消費者に身近な問題を扱う法律を幅広く所管し、消費者庁主導の下、効率的な法執行を行う。

## 情報の集約・分析機能や司令塔機能の整備

約8億円

### ①一元的な消費者相談窓口の整備

全国の消費生活センターに共通電話番号を設けることで、消費生活相談窓口へのアクセス向上を図る。

### ②情報集約機能の強化

完全オンライン化、高速検索システムの導入、早期警戒指標の開発等PIO-NETシステムの刷新や、特に事故情報については、関係機関が保有する情報等を一元的に集約するためのデータベースを構築するなど情報集約機能を強化する。

### ③迅速な調査・分析による消費者被害の防止

一元的に集約された情報を元に、消費者被害の未然防止、拡大防止のために、迅速に分析し、消費者への情報発信や事業者への勧告等法執行に活用する。

追跡的な原因究明が必要な事故情報については、関係機関等と協力して分析し、消費者への情報発信や安全対策に活用する。

### ④緊急事案への対応

緊急時には緊急対策本部を設置し、迅速に対応方針を決定するなど、司令塔としての機能を発揮する。

### ⑤消費者政策委員会(仮称)の設置

消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みとして、有識者からなる消費者政策委員会(仮称)を設置。

消費者政策の基本的方針の策定、被害の発生・拡大の防止、政策の実施状況の検証・評価・監視等について意見具申等を行う。

約10億円

## 消費者に身近な問題を扱う法律に係る業務の実施

### ①表示、取引、安全関係の法律に係る業務の実施

○表示：景品表示法、JAS法、食品衛生法、健康増進法等を所管。  
消費者庁が表示基準を策定し、これを遵守させるための命令は消費者庁のみが権限を持ち、一元的に実施する。

○取引：特定商取引法、特定電子メール法等を所管。  
消費者庁が企画立案を担い、自ら立入検査、命令を行う。

○安全：消費生活用製品安全法等を所管。  
消費生活用製品安全法の重大事故情報報告制度を所管し、迅速に事故情報を公表する。

### ②「すき間事案」への対応等(消費者安全法)

消費者被害の発生・拡大防止のため各省庁に迅速な措置要求。いわゆる「すき間事案」で、生命・身体に関する重大事故等においては、内閣総理大臣(消費者庁)自らが事業者への勧告や商品の譲渡等の禁止・制限措置を講ずる。

## その他の消費者利益の擁護等に係る施策

約35億円

### ①国民生活局において実施されてきた業務

政策の棚卸しを実施し、引き続き必要な業務に係る経費を計上。  
消費者基本法、消費者契約法、公益通報者保護法、個人情報保護法などの推進や消費者教育の充実・強化等

### ②裁判外紛争解決手続体制の整備

国民生活センターにおいて全国的に重要な紛争解決のための和解の仲介及び仲裁手続を実施。

## 消費者庁関連予算の概要(地方支援策のポイント)

- 消費者の安全・安心を確保していくためには、国に新たな組織を創設するだけでなく、国民にとって身近な地方自治体の消費者行政の強化が不可欠。
- 消費者庁創設を待つことなく、地方の消費生活相談体制の強化に早急に取り組むため、必要な経費は今年度の補正予算で措置。

### 消費者行政活性化のための基金の造成

150億円

- 今後3年程度を「集中育成・強化期間」とし、相談窓口強化等に取り組む地方公共団体を集中的に支援
- 国からの交付金を活用し、今年度中に都道府県に基金を造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップ等の事業を実施
- 事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化のための方針を策定した上で、計画的に推進

#### 主な支援メニュー

##### ○ 消費生活センター機能強化事業

消費生活センターの設置・拡充 等

##### ○ 消費生活相談員養成事業

管内の消費生活相談を担う人材の養成

##### ○ 消費生活相談レベルアップ事業

相談員への研修開催、研修参加支援

##### ○ 消費生活相談窓口高度化事業

高度に専門的な消費生活相談への対応力向上

##### ○ 消費者行政活性化オリジナル事業

地域独自の消費者行政活性化の取組を支援 等

### 国民生活センターを活用した地方支援事業

約90億円

- 国自らも国民生活センターを活用し、地方支援事業を実施。
- 経験豊富な相談員の現場への派遣や相談員養成講座の拡充など地方の消費生活相談体制の底上げ等を図る。
- 基金事業との連携を図り、地方の消費生活相談体制の強化を図る。

#### 主な支援メニュー

##### ○ 消費生活相談専門家による巡回訪問

経験豊富な相談員が市町村の窓口巡回訪問し、OJTを実施

##### ○ 消費生活相談員養成講座の拡充

新たに地方都市において相談員養成講座を実施

##### ○ 企業向け研修の実施

企業の消費者目線での活動を促進

##### ○ 国民生活センターの相談窓口の休日対応

国民生活センターが中核的实施機関として窓口機能を強化するため休日の相談を実施 等